

# ハートフル福祉募金

## 1. 経営理念

支援を必要とする人と社会をつなぐかけ橋となり、互恵の精神を社会に広げます。

## 2. 福祉事業

- ・ 経済支援のかけ橋事業
- ・ 自立支援のかけ橋事業
- ・ 思いやりのかけ橋事業

## 3. 後援

- ・ 各飲料メーカー
- ・ 全国自動販売機オペレーター、ほか

## 4. 組織

- ・ 東京本部、東日本本部、西日本本部
- ・ 各都道府県支部（連絡所）

## 5. 発起人

- ・ 社会福祉団体、大手企業、公共企業、大学教授等11人



認定特定非営利活動法人


## ハートフル福祉募金

東京本部 〒108-0014  
東京都港区芝4丁目3-2 三田富洋ハイツ6階  
フリーダイヤル：0120-821-373 / FAX：03-6809-6069

東日本本部 〒984-0011  
宮城県仙台市若林区六丁の目西町8-1 斎喜センタービル3階  
フリーダイヤル：0120-821-373 / FAX：022-390-0638

西日本本部 〒566-0074  
大阪府摂津市東一津屋12-21 エルディ南摂津8階  
フリーダイヤル：0120-821-373 / FAX：06-6349-3954

URL：http://www.hfv.jp / E-mail：info@hfv.jp

 このパンフレットは、赤い羽根共同募金の配分を受けて作成しております。

# 自動販売機型募金箱 「ハートフルベンダー」



いつでも どこでも だれでも募金のできる  
自動販売機で“プチ”ボランティア。

## 事業支援

社会福祉法人  
**中央共同募金会**  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2  
新霞が関ビル5F  
TEL：03-3581-3846(代) / FAX：03-3581-5755  
URL：http://www.akaihane.or.jp

# 心のボランティア

## 趣旨

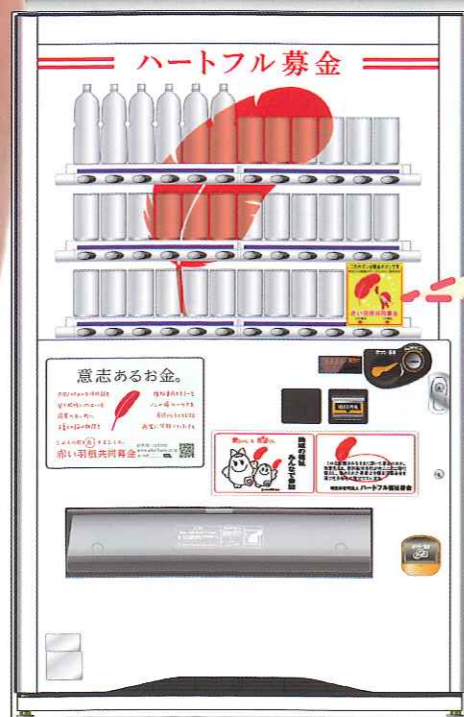
競争社会から協調社会への転換が求められ、企業の社会的責任（CSR）がますます問われる時代となりました。一方、社会的弱者や新たな社会貢献への取り組みの支援体制は未だに未整備のままで、非常に不安定な基盤のもとに支援活動を行っているのが現状です。

この両者の共通課題を具体的な形として作り上げたのが「ハートフルベンダー」です。自動販売機という日常に溶け込んだ、誰もが気軽に利用できる媒体を社会貢献の窓口とし、いつでも、だれもが、何処でも社会貢献できる環境を作るものです。

この趣旨をより多くの皆様にご理解、ご賛同頂き、「愛の窓口」が社会の隅々まで行き渡り、真に思いやりのある温かい社会が全国に広がることを願うものです。



## 「ハートフルベンダー募金」の仕組み



### 募金ボタンについて

10円ボタンを1回押すことで、投入した金額の10円が募金され、2回続けて押すと、20円が募金されます。100円ボタンについても同様です。投入したお金の他、つり銭も募金できます。

### 「ハートフルベンダー」の設置には

1. 費用はかかりません。
2. 電気代のご負担をお願いします。
3. 委託オペレーターから利用額に応じて販売手数料をお支払いします。
4. 販売手数料の一部を自動的にご寄付頂きます。

### 活動内容の分野別（対象者別）内訳 （平成20年度共同募金助成結果から）

住民全般を対象とした事業	32.9%
高齢者を対象とした事業	24.4%
障がい者を対象とした事業	16.2%
児童・青少年を対象とした事業	13.0%
要介護者を対象とした事業	13.5%

共同募金ブランドブックより抜粋

社会福祉へ活用

設置者様  
手数料の一部を寄付  
(3%募金)

ご利用者  
募金ボタン  
(10円・100円)

協賛飲料  
メーカー様  
売上げから寄付  
(1本2円募金)

共同募金会

## これから企業は社会貢献...



社員全員が社会貢献を意識し、思いやりの精神が広がる。たった1台の自販機から愛の窓口が開きます。



## 「ハートフルベンダー」の設置先を求めています。

お客様は自販機を設置いただき、売上金の一部を自動的にご寄付いただくことにご承認を頂きます。



「ハートフルベンダー」を設置いただくと

1. 自動販売機に募金の趣旨を明示します。
2. 認定NPO法人ハートフル福祉募金のホームページで協賛企業を掲示します。
3. 毎月のご寄付を頂いた金額明細をご報告いたします。



皆様ののおかげで  
認定NPO法人に  
認定されました!!

国税庁より「認定特定非営利活動法人ハートフル福祉募金（以下、「NPO法人」）として認定されました。



## 認定NPO法人への寄附には、税制上の優遇措置があります。

### ■ 法人が支払った寄附金の損金算入

認定NPO法人に対する寄附金のうち所得税は、特定寄附金として、一定の金額を所得控除でき、法人税としては、一般の寄附金とは別枠で寄附金の額の合計額と特別損金算入限度額とのいずれか少ない金額の範囲内で損金算入となります。

特別損金算入限度額は次の算式で計算します。

$$\left[ \text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times \frac{2.5}{1,000} + \text{所得の金額} \times \frac{5}{100} \right] \times \frac{1}{2}$$

※国税庁長官から認定を受けた認定NPO法人に対し、認定の有効期間内に支出する寄附金について適用されます。

### ■ 個人が支払った寄附金の控除

認定NPO法人に対する寄附金は、特定非営利活動法人のうち一定の要件を満たすものとして認められたもの（認定NPO法人）に対する寄附金（その寄附をした人に特別の利益が及ぶものを除きます。）で、特定非営利活動に係る事業に関連するものとなります。

寄附金控除額は次の算式で計算します。

$$\left[ \text{その年内に支出した特定寄附金の額の合計額} \right] - \left[ 2 \text{千円} \right] = \left[ \text{寄附金控除額} \right]$$

注：特定寄附金の額の合計額は所得金額の40%相当額が限度です。

※国税庁長官から認定を受けた認定NPO法人に対し、認定の有効期間内に支出する寄附金について適用されます。